

令和7年産においては、8/20まで加工用等取組計画や営農計画計画書を変更可能としておりますが、現在の渇水、高温等による水稻の生育状況を受け、主食用米及び新規需要米の用途変更が可能かどうか、以下のとおり整理しました。

ケース1 飼料用米からWCS用稲に変更する場合（参考）水活交付額：飼料用米5.5～10.5万円/10a、WCS用稲8万円/10a

→実需者の同意を得た上で、取組計画書及び水活交付金に係る営農計画書の**変更は可能**

なお、用途変更先（WCS用稲）の収穫量が十分見込まれない場合には、取組計画の変更ではなく、当初の用途のまま、自然災害等による減少である旨の理由書の提出等を行ってください。これにより、飼料用米の交付金の受給は可能。

ケース2 WCS用稲から青刈り稲に変更する場合（参考）水活交付額：WCS用稲8万円/10a、飼料作物3.5万円/10a

→実需者の同意を得た上で、取組計画書及び水活交付金に係る営農計画書の**変更は可能**

なお、取組計画の変更ではなく、当初の用途のまま、自然災害等による減少である旨の理由書の提出等により、WCS用稲の交付金の受給は可能。

ケース3 主食用米からWCS用稲、飼料用米、青刈り稲に変更する場合 （参考）水活交付額：WCS用稲8万円/10a、飼料用米5.5～10.5万円/10a、飼料作物3.5万円/10a

① 6/30までに、取組計画書（用途変更先の品目ではなくても可）を提出している場合

→取組計画書及び水活交付金に係る営農計画書の**変更は可能**

② 6/30までに、取組計画書を全く提出していない場合

→**提出していないため対象外**

ただし、JA等が取組主体となっている**WCS用稲、飼料用米、青刈り稲**の取組計画書に生産者を追加する**変更は可能**だが、当該生産者が水活の交付申請（大豆や麦等も含む）を6/30までに提出している必要がある。

なお、変更後の用途の収穫量が十分見込まれない場合には取組計画の変更ではなく、当初の用途（主食用米）のままとしてください。変更する場合も、用途変更先の品目について、農薬の使用時期等に制限がある場合がございますので、御注意ください。